

平成25年度版

環境白書

2013



奈良県

平成25年度版

環境白書

2013

奈良県

• 表紙の写真 •

左上 桜並木が眺望できる佐保川・奈良県図書館付近（奈良市）
右上 二上山を正面に眺望できる檜原神社境内（桜井市）
左下 十三重塔を望む談山神社境内（桜井市）
右下 藤ノ木古墳を眺望できる法隆寺周辺（斑鳩町）
いずれも記紀・万葉をテーマに登録。

県では平成23年度より「奈良県景観資産」制度を開始しました。

この制度は県内の景観的な価値のある建造物や樹木、優れた景観を眺望できる地点を奈良県景観条例に基づき登録するものです。平成23年度は「四神八景」をテーマに県下を4つに分け、それぞれから8点、合計32点。平成24年度は、「記紀・万葉」をテーマに、日本書紀や万葉集などにゆかりのある箇所、合計22点を登録しました。

県では今後、奈良県景観資産を増やしていきますので、皆様よりのご推薦をお待ちしています。

本制度の詳細はインターネットで「奈良県景観資産」にてキーワード検索してください。



奈良県景観資産シンボルマーク

この白書は、平成24年度の奈良県の環境の現状と施策について、まとめたものです。構成は、新奈良県環境総合計画の施策体系に沿った内容としております。本書が、皆様に広く活用され、環境問題に対する認識と理解を深めていただく一助となれば幸いです。



目 次

特 集 *トピックス* 24年度県の環境施策の概況

第1部 環境行政の総合的推進	(担当課・室)
第1章 環境行政の動向	1 (環境政策課)
第2章 奈良県環境基本条例の施行	
第1節 条例の背景及び基本理念	2 (環境政策課)
第2節 条例の構成	2 (環境政策課)
第3章 新奈良県環境総合計画等の推進	
第1節 新奈良県環境総合計画	
第1 計画の趣旨及び期間	4 (環境政策課)
第2 計画の概要	4 (環境政策課)
第3 計画の特色	4 (環境政策課)
第4 環境指標と進捗状況	6 (環境政策課)
第2節 新奈良県廃棄物処理計画	
第1 計画の趣旨及び期間	11 (廃棄物対策課)
第2 計画の概要	11 (廃棄物対策課)
第3 計画の推進に向けた取組	12 (廃棄物対策課)
第3節 奈良地域公害防止計画	
第1 計画の趣旨	12 (環境政策課)
第2 計画の概要	12 (環境政策課)
第4節 環境影響評価制度	
第1 環境影響評価の制度化	14 (環境政策課)
第2 環境影響評価条例の概要	15 (環境政策課)
第3 環境影響評価の実施状況	15 (環境政策課)
第4章 環境施策の推進体制	
第1節 奈良県環境審議会	16 (環境政策課)
第2節 奈良県自然環境保全審議会	18 (自然環境課)
第3節 奈良県古都風致審議会	20 (風致景観課)
第4節 奈良県景観審議会	21 (風致景観課)

第2部 豊かな自然及び歴史的文化遺産と県民生活との共生

第1章 優れた自然環境の保全

- 第1節 自然公園等の現状
 - 第1 自然公園……………23 (自然環境課)
 - 第2 自然環境保全地域及び保全地区等……………26 (自然環境課)
- 第2節 自然公園等の保全対策
 - 第1 自然公園及び保全地区等における法的規制……………28 (自然環境課)
 - 第2 大台ヶ原における保全対策……………29 (自然環境課)

第2章 多面的機能を持つ森林・農地の保全と活用

- 第1節 森林・農地の現状
 - 第1 森林の現状……………30 (林業振興課)
 - 第2 農地の現状……………30 (地域農政課)
- 第2節 適切な森林管理・整備の推進
 - 第1 適切な森林管理……………31 (林業振興課)
 - 第2 放置林対策……………31 (森林整備課)
 - 第3 森林造成事業及び治山事業……………32 (林業振興課
森林整備課)
 - 第4 森林病虫害等の防除……………32 (森林整備課)
- 第3節 県産材需要の拡大
 - 第1 奈良県地域材認証制度の普及支援……………32 (奈良の木ブランド課)
 - 第2 県産材生産促進事業……………32 (林業振興課)
 - 第3 木材の新利用技術・森林林業技術の開発……………33 (森林技術センター)
- 第4節 農村環境の保全と利用
 - 第1 担い手の確保……………33 (地域農政課)
 - 第2 中山間地域等直接支払制度などの活用……………34 (地域農政課
農村振興課)
 - 第3 農村資源の保全対策……………34 (地域農政課)

第3章 多様な生物の保全

- 第1節 野生鳥獣の保護管理……………35 (森林整備課)
- 第2節 大切にしたい野生動植物の保護……………36 (自然環境課)
- 第3節 水辺の生物の保全……………36 (河川課)

第4章 自然と人とのふれあいの推進

- 第1節 ふれあいの場づくり
 - 第1 自然公園の施設整備……………37 (自然環境課)
 - 第2 里山林の整備……………37 (森林整備課)
 - 第3 森林とのふれあい推進事業……………38 (森林整備課)

第4	親水空間の整備	38	(河川課) (農村振興課)
第2節	ふれあいの機会づくり		
第1	山の日・川の日普及啓発事業	38	(森林整備課)
第2	都市と農山村の交流	38	(農村振興課)
第3	ふれあいのための情報提供等	38	(環境政策課)
第3節	ふれあいのための人づくり		
第1	森林環境教育指導者の養成	39	(教育研究所) (森林整備課)
第2	自然公園指導員の活用	39	(自然環境課)

第5章 優れた歴史的文化遺産の保護と活用

第1節	歴史文化への誇りと継承		
第1	文化財の保護	40	(文化財保存課)
第2	世界遺産の保存管理等	40	(文化振興課) (文化財保存課)
第2節	地域の活性化への活用		
第1	伝統的なまちなみ及び文化的景観の保存	40	(文化財保存課)
第3節	活用ネットワークの構築		
第1	自転車の利用促進	41	(道路環境課)

第3部 快適・安全な生活環境の創造

第1章 優れた歴史的文化遺産の保護と活用

第1節	歴史文化と一体となった魅力ある緑地の創出		
第1	風致地区等の指定	43	(風致景観課)
第2	国営飛鳥・平城宮跡歴史公園等の整備	45	(公園緑地課) (平城宮跡事業推進室)
第2節	憩いのある緑の空間の創造		
第1	本県における都市公園の現況	46	(公園緑地課)
第2	代表的な都市公園整備事業	46	(公園緑地課) (奈良公園室)
第3節	緑を育てる仕組みづくり		
第1	県民への意識啓発	47	(協働推進課) (農業水産振興課)
第2	事業者等への意識啓発	47	(環境政策課)
第4節	市街地内農地の活用	47	(地域農政課) (都市計画室)

第2章 奈良らしい景観の保全と美しい都市景観の保全と創造

第1節	歴史的景観の形成		
第1	緑の保全対策パトロール	48	(風致景観課)
第2	歴史的風土保存のための買い入れ地の保全	48	(風致景観課)
第3	電線類の地中化推進	48	(道路環境課)
第2節	田園・里山景観の形成		
第1	棚田の景観保全	48	(農村振興課)

第2	里山の景観保全	48	(森林整備課)
第3節	都市景観の形成		
第1	良好な景観づくりのための整備事業の推進	49	(地域デザイン推進課)
第2	美化啓発・実践活動の促進	50	(協働推進課)
第3	奈良県景観条例・奈良県景観計画の制定と効果的運用	50	(風致景観課)
第4	「奈良県景観資産」の情報発信	52	(風致景観課)
第5	ふるさと奈良景観づくり市町村連絡会議の開催	52	(風致景観課)
第4節	沿道景観の形成		
第1	違反屋外広告物の是正活動の推進	53	(風致景観課)
第2	地域が育てる道づくりの推進	53	(道路管理課)
第3	屋外広告物関係機関連絡会議の開催	53	(風致景観課)

第3章 大気環境の保全

第1節	大気汚染の現状		
第1	硫黄酸化物	54	(環境政策課)
第2	浮遊粒子状物質	54	(環境政策課)
第3	光化学オキシダント	55	(環境政策課)
第4	窒素酸化物	56	(環境政策課)
第5	一酸化炭素	56	(環境政策課)
第6	炭化水素	57	(環境政策課)
第7	微小粒子状物質	57	(環境政策課)
第8	降下ばいじん	58	(環境政策課)
第2節	大気汚染の防止対策		
第1	大気汚染常時監視体制	58	(環境政策課)
第2	工場・事業場等の固定発生源対策	60	(環境政策課)
第3	自動車等の移動発生源対策	62	(環境政策課 県警交通規制課)
第4	光化学オキシダント対策	62	(環境政策課)
第5	騒音・振動・悪臭の現状と対策	63	(環境政策課 道路管理課)

第4章 水環境の保全

第1節	公共用水域の状況		
第1	監視測定状況	67	(環境政策課)
第2	水質保全に係る各種連絡会議等	74	(環境政策課)
第2節	生活排水対策の推進		
第1	下水道の整備	75	(下水道課)
第2	浄化槽の整備	76	(環境政策課)
第3	農業集落排水の整備	76	(農村振興課)
第4	各種啓発の実施	76	(環境政策課)

第3節	工場・事業場等の排水対策の推進	
第1	工場・事業場への排出規制	77 (環境政策課)
第2	畜産事業場への指導	78 (畜産課)
第3	ゴルフ場への農薬適正使用の指導	78 (環境政策課)
第4節	河川愛護運動の推進	
第1	河川愛護の啓発事業	78 (河川課、環境政策課)
第2	「地域が育む川づくり」活動の推進	79 (河川課)

第5章 化学物質対策等の推進

第1節	化学物質の総合的なリスク対策の推進	
第1	P R T R制度	80 (環境政策課)
第2	リスクコミュニケーション	80 (環境政策課)
第2節	重点的に進める化学物質対策の推進	
第1	アスベスト対策	81 (環境政策課)
第2	ダイオキシン類対策	83 (環境政策課)
第3	P C B廃棄物対策	83 (廃棄物対策課)
第3節	環境ホルモン対策の推進	83 (環境政策課)
第4節	土壌保全対策の推進	
第1	農用地における土壌保全	84 (農業水産振興課)
第2	一般環境中の土壌保全	84 (環境政策課)

第4部 持続的発展が可能な循環型社会の構築

第1章 「ごみゼロ奈良県」に向けた廃棄物対策の推進

第1節	廃棄物処理の現状	
第1	一般廃棄物の状況	85 (廃棄物対策課、環境政策課)
第2	産業廃棄物の状況	87 (廃棄物対策課)
第2節	廃棄物の発生抑制・循環的利用の推進	
第1	県民への啓発活動	87 (環境政策課)
第2	リサイクル認定制度	88 (廃棄物対策課)
第3	事業所のゼロエミッション取組の促進	88 (廃棄物対策課)
第4	産業廃棄物の排出抑制に係る技術開発等に対する支援	88 (廃棄物対策課)
第3節	循環型社会構築のためのネットワークづくり	
第1	廃棄物情報交換システム	88 (廃棄物対策課)
第2	循環型社会推進協議会	89 (廃棄物対策課)
第4節	適正処理の推進	
第1	未然防止	89 (廃棄物対策課)

第2	早期発見	89	(廃棄物対策課)
第3	早期解決	89	(廃棄物対策課)
第4	産業廃棄物処理施設	90	(廃棄物対策課)

第2章 多様なエネルギーの有効利用

第1節	エネルギーの効率的利用		
第1	家庭・企業等における省エネ活動の推進	91	(環境政策課 エネルギー政策課)
第2	県の省エネ率先行動の推進	91	(環境政策課)
第3	住宅の省エネの推進	91	(住宅課 環境政策課)
第4	交通円滑化の推進	91	(道路建設課 県警交通規制課)
第2節	再生可能エネルギーの活用		
第1	住宅用太陽光発電設備設置の推進	92	(エネルギー政策課)
第2	公共施設での新エネルギーの利用	92	(エネルギー政策課 水道局)
第3	バイオマスエネルギーの利用促進	93	(奈良の木ブランド課)

第3章 健全な水循環の確保

第1節	水源涵養機能の強化	94	(森林整備課 水道局)
第2節	保水機能の保全・回復	94	(農村振興課 河川課)
第3節	合理的・循環的な水利用の促進	94	(地域政策課 下水道課)

第4章 環境ビジネスの振興

第1節	環境ビジネスに対する支援		
第1	融資制度による支援	95	(地域産業課)
第2	産廃税を活用した支援	96	(廃棄物対策課)
第2節	環境低負荷製品等の市場拡大		
第1	グリーン購入の推進	96	(環境政策課)
第2	環境にやさしい買い物キャンペーン	97	(環境政策課)

第5部 地球環境保全への取組の推進

第1章 温室効果ガスの発生抑制

第1節	地球温暖化対策の総合的な推進		
第1	地球温暖化の現状	99	(環境政策課)
第2	ストップ温暖化県民運動の展開	99	(環境政策課)
第3	県地球温暖化防止推進センター及び県ストップ温暖化推進員	100	(環境政策課)

第2節	二酸化炭素排出抑制対策の推進	
第1	温暖化防止に向けた県の率先行動	101 (環境政策課)
第2	グリーンニューディール事業の実施	104 (エネルギー政策課)
第3	地球温暖化防止対策地域協議会の設置促進	104 (環境政策課)
第4	地球温暖化防止に係る普及・啓発の推進	104 (環境政策課) (道路環境課)

第2章 温室効果ガスの吸収源対策

第1節	健全な森林の整備	
第1	森林吸収量確保推進計画	107 (林業振興課)
第2	森林環境税を活用した取組	107 (森林整備課) (学校教育課) (教育研究所)

第3章 オゾン層保護・酸性雨被害への取組

第1節	オゾン層保護の推進	109 (環境政策課)
第2節	酸性雨対策の推進	109 (環境政策課)

第6部 参加と協働による環境保全への取組の推進

第1章 環境教育・環境学習の推進

第1節	環境教育・環境学習を担う人材育成と活用	
第1	ストップ温暖化推進員の養成	111 (環境政策課)
第2	環境アドバイザー派遣及びどこでもエコ教室の講師派遣	111 (環境政策課)
第3	森林環境税を使った人材養成事業	111 (教育研究所) (森林整備課)
第2節	環境教育・環境学習のプログラムの整備	112 (学校教育課) (環境政策課)
第3節	環境教育・環境学習の機会と場の提供	
第1	こどもエコクラブ	112 (環境政策課)

第2章 環境保全に向けた県民・事業者・行政の協働促進

第1節	環境に配慮した事業活動や日常行動の推進	
第1	環境月間行事	113 (環境政策課)
第2	自然公園等における美化推進活動	115 (自然環境課)
第3	親切・美化県民運動における環境美化活動	116 (協働推進課)
第4	みんなで・守ロード事業	116 (道路管理課)
第2節	環境配慮に向けた制度とネットワークの展開	
第1	環境マネジメントシステム	116 (環境政策課)
第2	連携の仕組みづくり	118 (環境政策課)

第7部 共通の基盤施策の推進

第1章 環境情報の提供と情報共有の促進

第1節	環境情報の提供	121	(環境政策課)
第2節	環境に関する公聴		
第1	公害苦情の発生状況	121	(環境政策課)
第2	公害苦情の処理状況	123	(環境政策課)
第3	奈良県公害審査会	124	(環境政策課)

第2章 県の試験研究機関等における環境関連技術等の研究開発

第1節	保健環境研究センター	125	(景観・環境総合センター)
第2節	工業技術センター	127	(産業振興総合センター)
第3節	農業総合センター	128	(農業総合センター)
第4節	森林技術センター	128	(森林技術センター)

* トピックス * 24年度県 の環境施策の概況

ここでは、奈良県環境総合計画の5つの重点プロジェクトの項目を中心に、環境の現況と24年度の県の主な取り組みについて記載しています。

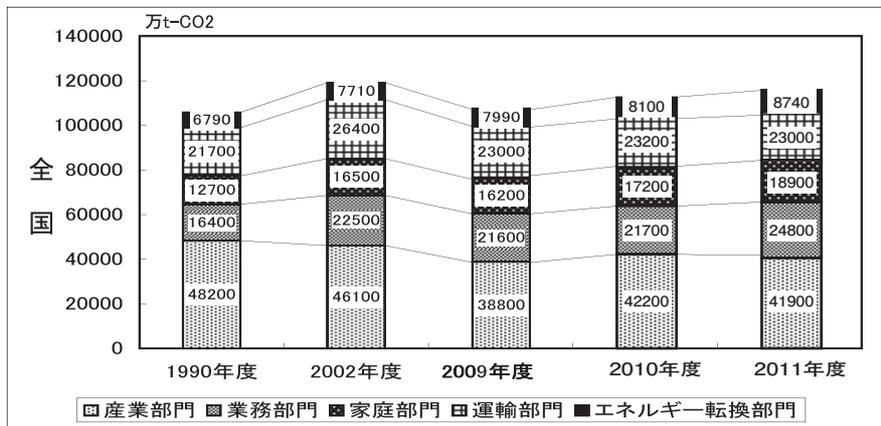
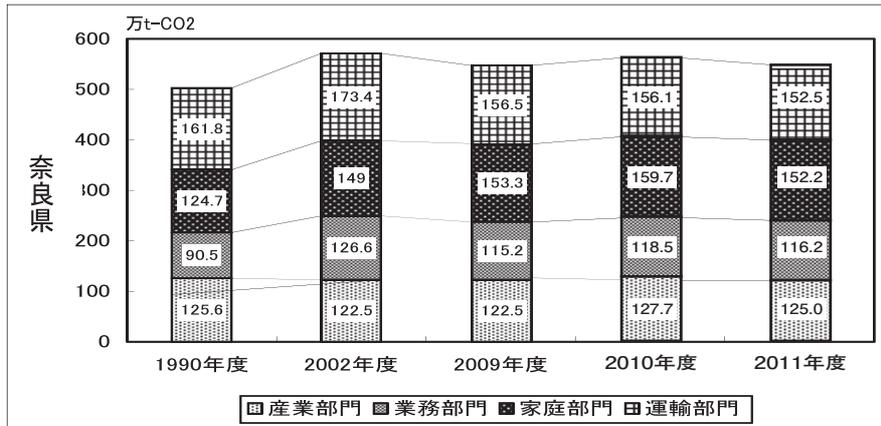
1. ストップ温暖化の環の拡大

奈良県の二酸化炭素排出量の状況

○地球温暖化の主要な要因である二酸化炭素の23年度（2011年度）の排出量（エネルギー起源値）は、日本全体では1,173 百万トン-CO₂であり、基準年度（1990年度）に比して10.8%の増加となっています。特に業務部門や家庭部門での伸びが大きくなっています。一方、奈良県の23年度の排出量は545.9 百万トン-CO₂で、基準年度比8.6%の増加となっています。

○県の排出源別の内訳をみると、産業部門、業務部門が占める割合が小さく、民生家庭部門、運輸部門の割合が全国と比較して大きい傾向があります。

エネルギー起源の二酸化炭素排出量の推移（奈良県及び全国）



奈良県の地球温暖化防止対策

(1) 地球温暖化対策の総合的推進

①ストップ温暖化県民運動の展開

○県の地球温暖化対策を計画的・総合的に推進するため、「環境県民フォーラム」を推進母体とし、県民・事業者・NPOが協力・連携して各種施策に取り組んでいます。



ストップ温暖化推進員養成講座の様子

②地球温暖化防止推進センターの取組

○県民への温暖化防止に関する助言や情報提供等を行うストップ温暖化推進員の養成講座を実施し、新たに9名が推進員として委嘱されました。(合計167人)

また、推進員の地球温暖化防止に関する環境講座やイベントの活動実績はのべ1657人で、17000人以上に環境啓発を行いました。

○家庭のCO₂削減の専門家として認定された「うちエコ診断員」が、各家庭のライフスタイルに合った効率的かつ効果的な省エネ・CO₂削減のアドバイスを行う「家庭エコ診断」を県内105世帯に対して行いました。平成24年度は年間59.7tのCO₂削減を達成しました。

○家庭からのCO₂排出量を確認できる環境家計簿は、2008年からの累計参加数は1364家族に達し、参加家族は年々増加しています。平成24年度は年間23.2tのCO₂削減を達成しました。

③奈良県庁ストップ温暖化実行計画の取組

○県自らが行う事業活動の中で生じる環境への負荷軽減のため、県の全ての機関で温室効果ガスの削減に取り組んでいます。24年度は前年度比2.1%減となりました。

(2) 地球温暖化防止に係る普及・啓発の推進

○ストップ温暖化啓発キャラクターを公募し、750点の応募作品の中から、「な～らちゃん」を決定し、啓発用グッズ等に活用することで広く県民運動の盛り上げを図っています。



な～らちゃん

(3) 再生可能エネルギー利用の推進

○本県の地域特性にあった様々な取組主体による再生可能エネルギーの導入促進を図るとともに、電力不足時のみならず日常の中で無理なく省エネ・節電ができる生活スタイルの普及を目指して、「奈良らしい新たなエネルギー政策」として、平成25年3月にエネルギービジョンを策定しました。

(4) 温室効果ガス吸収源対策の推進

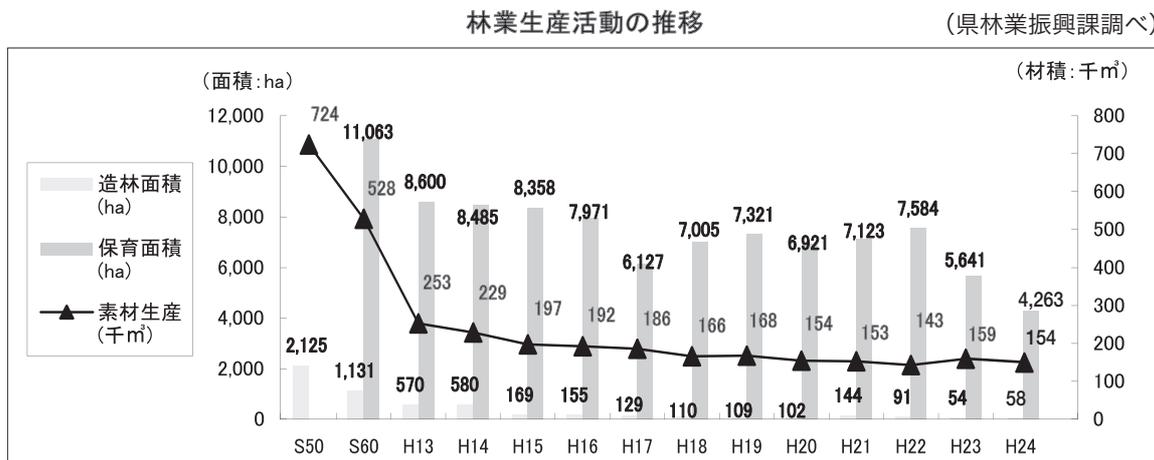
○森林は二酸化炭素を吸収し炭素の形で長期間貯蔵するなど、地球温暖化防止のために大きな役割を果たしています。このため、県では森林環境税を活用し、施業放置林の整備に関する事業により、森林整備を進めています。

2. 美しいふるさと「奈良」の創生

(1) 奈良県の森林整備・保全の状況

○本県の森林面積は24年度末で28.4万haとなっており、県土の77%を占め、森林面積の95%が民有林です。また、民有林のうち62%は人工林であり、全国的にも高い水準にあります。

○森林は、水源のかん養、保健、レクリエーションの場だけでなく、CO₂の吸収・固定といった地球環境の保全機能など多様な公益的機能を持っていますが、木材価格の低下により、生産コストに見合う収益が見込めないことから、素材生産・造林・保育などの林業生産活動が減退し、森林の荒廃につながっています。



(2) 奈良県の自然環境の状況

○本県には、8箇所自然公園があり、県土に占める割合は、全国平均14.4%を上回る17.2%となっています。

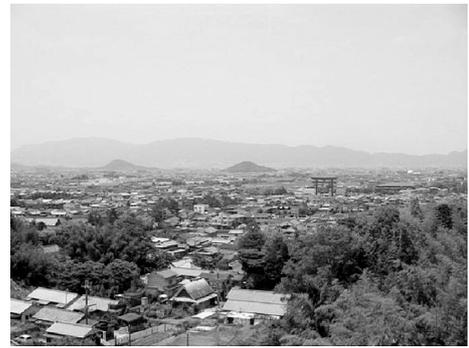
○良好な都市環境の提供や災害時の避難場所など、多目的な機能を有する都市公園については、23年度末現在県民1人当たり12.02 m²/人で、全国平均9.84 m²/人を上回る状況です。

○本県は、野生動植物の分類群によっては北方系と南方系の生物の分布が重なる地域であり、さらに地形や気候が変化に富んでいます。このことから本県は豊かな生物相を形成しており、およそ9,000種の野生動植物が確認されています。特に織管束植物の確認種数は約3,500種と極めて多く、日本で確認されている約7,000種のおよそ半数が存在しています。

○奈良県レッドリスト（脊椎動物 平成17年公表、植物・昆虫類 平成19年公表）に掲載されている希少な脊椎動物、昆虫類および織管束植物をあわせて1,115種であり、これは本県で確認されている脊椎動物、昆虫類および織管束植物の12%に相当します。この割合は他都道府県と比較すると高い方であり、本県は他地域に比べ生物多様性が損なわれやすい状況であるといえます。

(3) 景観保全に係る県民意識など

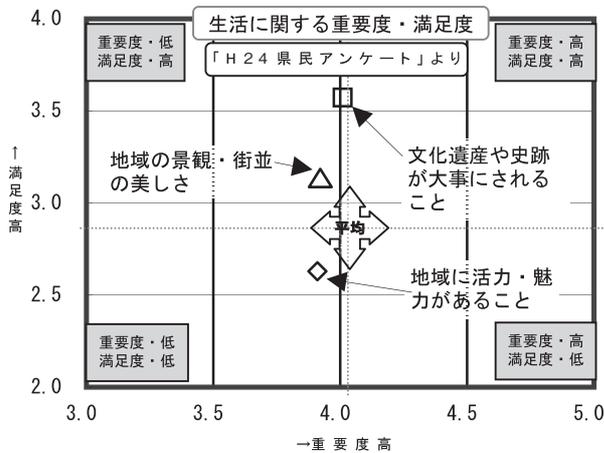
○奈良県は、世界に誇る多くの歴史文化遺産と豊かな自然環境、それらと一体をなす歴史的風土に恵まれた地であり、これらの歴史的風土などと人々の営みとを調和させようとするたゆまない努力によって美しい景観が守り育てられたところです。他方、奈良県においては、戦後になって都市化が急速に進み、北部地域は近畿圏においても有数の住宅市街地を形成しています。



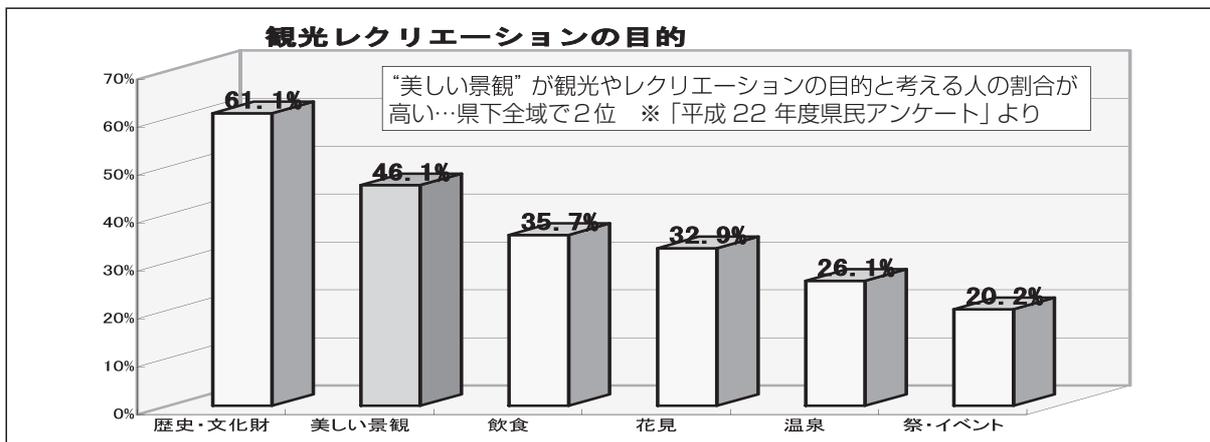
大和の杜展望台（桜井市）
～奈良県景観資産より～

○県民アンケート〈H 22～24〉によると、歴史文化遺産の保全や町並みの美しさなど、景観への満足度は比較的高い結果となっており、景観を観光・レクリエーションの目的と考える人の割合が相対的に高くなっています。

○一方、ゴミのポイ捨てなどモラルに関するもの他、電線類や看板などが、景観を損ねているものであると考えられています。



歴史文化遺産の保全や地域の景観・街並の美しさなど、景観についての満足度は比較的高い



“景観”を観光・レクリエーションの目的として考える県民が相対的に多く、県内全域で第2位

※北部（奈良・郡山・天理・生駒・山辺郡・磯城郡）／西部（生駒郡・広陵を除く北葛城郡）／中部（高田・橿原・御所・香芝・葛城・高市郡・広陵町）／東部（桜井・宇陀・宇陀郡）／南東部（野迫川・十津川を除く吉野郡）／南西部（五條・野迫川・十津川）

美しいふるさとづくりに向けた施策

(1) 多様な生物と自然環境の保全

① 森林環境税を活用した森林の保全

○県では、森林の荒廃を防ぎ、公益的機能の維持・増進を図るため、市町村、森林所有者の三者で協定を結び強度な間伐等を行っています。24年度は20市町村で1,003 ha実施しました。

○NPOやボランティア団体の協力を得て、里山林の景観や機能を回復するための整備を進めており、24年度は15市町村の19箇所において整備を行いました。



里山林整備の様子

② 特定希少野生動植物カスミサンショウウオ保護管理事業計画の策定

○20年度に制定した「奈良県希少野生動植物の保護に関する条例」により指定されている特定希少野生動植物12種（動物5種、植物7種）のうち、24年度はカスミサンショウウオについて保護管理事業計画を策定しました。



カスミサンショウウオ

③ 生物多様性なら戦略の策定

○生物多様性の保全と持続可能な利用に関する基本的な計画として、「生物多様性なら戦略」を策定しました。

(2) 憩える奈良の風土づくり

① 農山村まるごと収穫体験&ウォークの開催

○24年度は11月4日に大淀町で開催しました。県内外より約700人が参加され、歩きながら収穫体験などを楽しんでいただきました。



収穫体験&ウォークの様子

(3) 美しく風格のある奈良の景観づくり

① 景観条例の制定

○美しく風格のある県土の形成、潤いのある豊かなくらしの創造及び個性的で活力ある地域社会の実現を図ることを目的に、奈良県景観条例（平成21年3月27日）及び奈良県景観計画（平成21年5月1日）を定め、平成21年11月1日に全面施行しました。

② 植栽景観整備指針の制定

○景観形成の重要な要素である植栽景観の整備のあり方について、平成25年3月に「植栽景観整備指針」を策定しました。平成24～25年度で同指針の具体的な実施計画である「奈良県植栽計画」を策定する予定です。全県を「庭」に見立て、既存の花の名所等の効果的な管理や植栽による新名所づくりに、市町村や地域団体等と連携しながら取り組んでいきます。平成24年度には、植栽計画の策定と並行して、14のエリアについて整備に着手しました。

③ 景観保全型広告整備地区の指定

○奈良県景観条例と奈良県景観計画に基づく建築物の色彩やデザイン等に対する規制誘導の開始とあわせて、景観計画において特に重点的に良好な景観の形成に取り組むべき区域として定める法隆寺地域、山の辺地域及び主要インターチェンジ周辺の沿道を奈良県屋外広告物条例に基づく景観保全型広告整備地区に指定し、市町村と連携しながら、建築物等と一体となった良好な広告景観づくりを図っています。

3. ごみゼロ奈良の推進

奈良県の廃棄物・リサイクルの状況

①一般廃棄物

○23年度の県内の総排出量は、475千トンで、平成10年度の591千トンをピークに緩やかですが減少しています。また、1人1日当たりの排出量は923g（全国：975g）でピーク時に比べて約188g（全国：210g）減少しています。

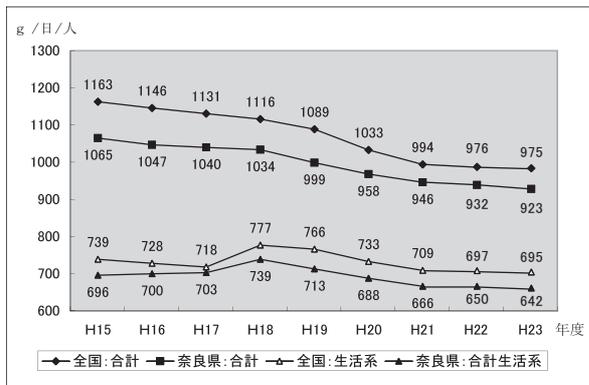
○23年度の再生利用量は65千トン、再生利用率は13.6%（全国：20.4%）となっています。県内各市町村の平均分別数は8.3で、全国平均に比べると少ない状況です。都道府県別のデータを見ると、平均分別数が多いほど再生利用率が高くなる傾向があるため、今後分別数の拡大が必要と思われます。

②産業廃棄物

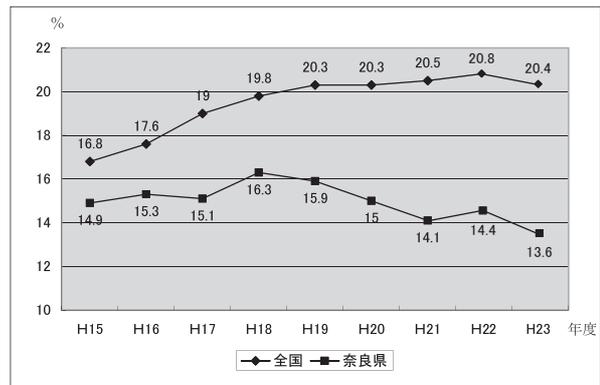
○本県における22年度の産業廃棄物の排出量は、1,539千トンで、前回（H17）の1,696千トンに比べ減少傾向となっており、種類では汚泥とがれき類で75%を占めています。

○22年度の処理状況を前回と比較すると、排出量、再生利用量、減量化量、最終処分量のすべてが減少しています。

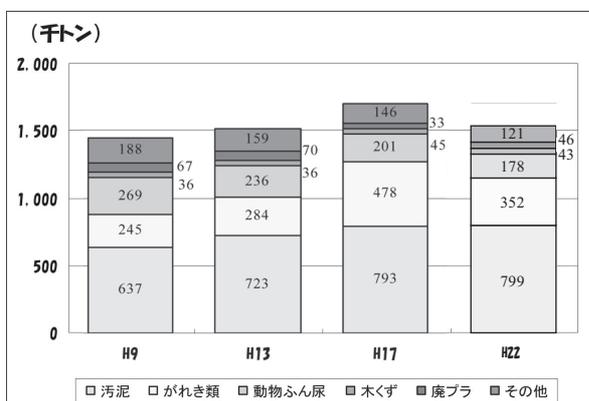
1人1日当たりの排出量の推移



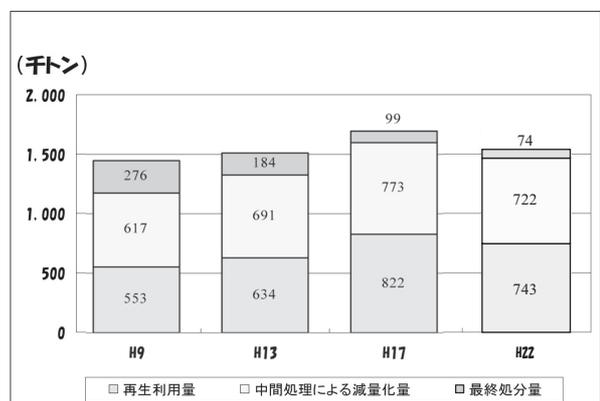
一般廃棄物のリサイクル率の推移



種類別産業廃棄物排出量の推移



産業廃棄物処理状況の推移



奈良県の廃棄物処理対策

(1) 廃棄物の発生抑制・循環利用の推進

① 県民への啓発活動

○10月の3R推進月間にあわせ、買い物袋の持参を呼びかける「マイバッグキャンペーン」を展開し、ザ・ビッグエクストラ大安寺店において買い物袋の配布等を行う街頭啓発を実施しました。

○県内で製造されたりサイクル製品の普及を図る「リサイクル製品認定制度」については、24年度新たに24品目の認定を行い、併せて広報及び県庁での積極購入に努めています。



マイバックキャンペーン街頭啓発の様子

② 新奈良県廃棄物処理計画の策定

○循環型社会構築に向け、一般廃棄物については、平成29年度の1人1日当たり排出量を870g、総排出量を446千トン/年、最終処分量を46千トン/年を目標とする計画を策定しています。

(2) 産業廃棄物処理対策の推進

① 事業所のゼロ・エミッション取組の促進

○県では、事業者が工場等で発生する廃棄物を限りなく少なくするという、ゼロ・エミッションに向けた取組を支援しており、環境カウンセラーの派遣などを行いました。

② 産業廃棄物の排出抑制に係る研究開発・設備導入への支援

○県では、県内事業所が循環資源を使った製品開発や、産業廃棄物の再生利用に係る設備機器の整備などを行うことを進めています。

(3) 適正処理の推進

① 未然防止

○県では処理事業者への立入指導だけでなく、事業者向けの各種研修を行っています。また、県民総監視の意識醸成のための不法投棄ゼロ作戦推進大会の開催をはじめ、新聞広告など各種キャンペーン活動を展開しました。

② 早期発見

○不法投棄の早期発見のため、不法投棄ホットラインによる県民からの通報受付、景観・環境保全センターによるパトロールを行っており、24年度は年間362日のべ1,467回（ヘリコプターによるスカイパトロールを13回）実施しました。



キャンペーンのポスター

4. 万葉の清流再生

県内河川の監視測定状況

本県の公共用水域を水系別にみると、北部低地域を流域にもつ大和川水系、東部高原地帯を流域にもつ淀川（木津川）水系、県の中央部を東西に流れる紀の川（吉野川）水系、南部山岳地帯を流域にもつ新宮川水系の4つに大別されます。これらの水系は全て1級河川の水系で、それぞれの1級河川は大和川（158）、紀の川（72）、淀川（72）、新宮川（56）の計358河川となっています。

24年度は、公共用水域水質測定計画に基づき、4水系（大和川・紀の川・淀川・新宮川）、72河川、9ダム湖の計122地点で県、国土交通省、奈良市及び（独）水資源機構で常時監視を行いました。

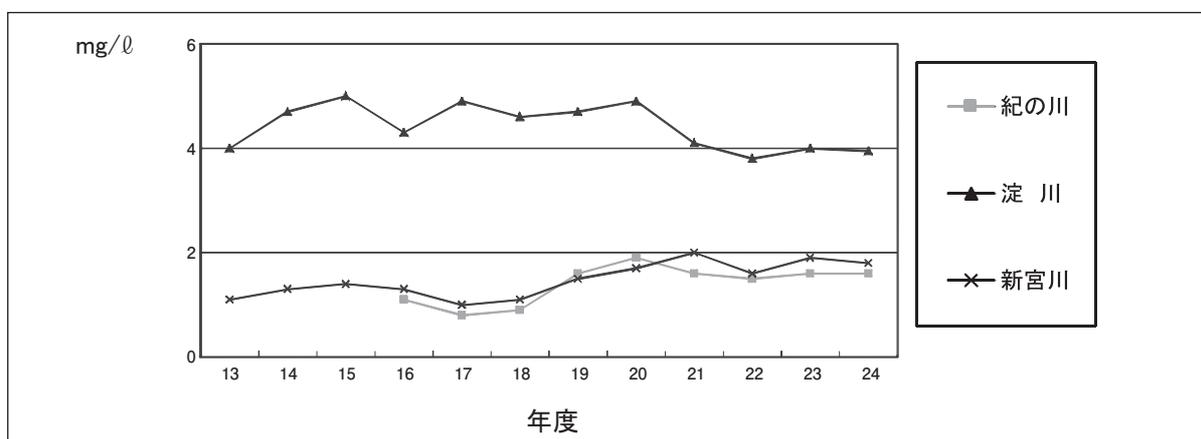
その結果、健康項目（カドミウム、ひ素、鉛など27項目）は、測定を行ったすべての地点で環境基準を達成していましたが、生活環境項目については、下記のようになお環境基準未達成地点があります。

平成24年度生活環境項目の環境基準達成状況（基準達成水域数／類型指定水域数）

	類型	基準値	大和川	紀の川	淀川	新宮川	計
河川	AA	1mg/l	—	1/1	10/14	1/5	12/20
	A	2mg/l	4/4	2/2	10/12	1/1	17/19
	B	3mg/l	2/2	1/1	—	—	3/3
	C	5mg/l	12/15	—	—	—	12/15
	小計		18/21	4/4	20/26	2/6	42/57
湖沼	A	3mg/l	—	1/1	0/2	4/4	5/7
合計			18/21	5/5	20/28	6/10	47/64

環境基準点は、新宮川水系の1水域2地点以外は1水域1地点

水系別の湖沼水質（表層）の推移（湖沼環境基準点のCOD平均値 mg/l）



水質保全に向けた主な取組状況

(1) 水がきれいな川づくりの推進

①豊富な水量の確保

○県では自然の保水機能の向上のため、遊休農地解消に向けた取組を行っています。また、24年度は5箇所において、水源養機能の低下した保安林等の整備を行いました。

○市街地での雨水の地下浸透を促すため、街路整備等に併せ一部の歩道の透水性舗装を実施し、健全な水循環の確保に努めています。

②清らかな水質の確保

○県では、河川など公共水域の水質保全に効果的な下水道整備を順次進めています。平成23年度末での下水道普及率は75.4%で、全国14位となっています。

○下水道事業が及ばない地域には浄化槽設置を進めており、24年度には19市町村に対し338基の助成を行いました。

○また、大和川の水質汚濁要因の8割を家庭からの生活排水が占めることから、24年度は大和川水質改善強化月間キャンペーンにより流域住民への啓発を行いました。

○水環境の保全には、行政機関のみならず地域住民と協働した取組が重要であるため、県では住民と協働した河川愛護の啓発事業を行っています。24年度は95団体の河川美化活動に支援を行ったほか、地域住民が主体的に行う草刈等の河川維持管理活動を育み、その継続を図る「地域が育む川づくり」事業として50団体と協定を締結しました。

また、来訪者の環境美化の意識向上を訴える「吉野川マナーアップキャンペーン」を流域7市町村やボランティアの協力を得て7月28日に実施しました。



流域住民への啓発講座の様子



吉野川マナーアップキャンペーンの様子

(2) 水辺に親しめる川づくりの推進

①水とのふれあいの確保

○県では、身近な憩いの場や交流の場として河川の活用を図ることを目的として、水辺を利用した環境学習を実施しています。24年度は子どもや保護者を対象とした川の自然観察会である「みんなのかっぱ教室」や「リバーウォッチング」のサポート等を行いました。

○河川整備にあたっては、必要に応じ階段護岸や広場などの親水空間の創設に努めています。24年度は前年度に引き続き飛鳥川の整備を行いました。

②生態系への配慮

○県では、法や生活環境保全条例等に基づき、事業所から排出される有害化学物質の規制を行い、規制対象事業所から流れ出る排水の適正管理に努めています。



リバーウォッチングの様子

5. 「地域環境力」の向上

奈良県の環境保全に係る活動状況

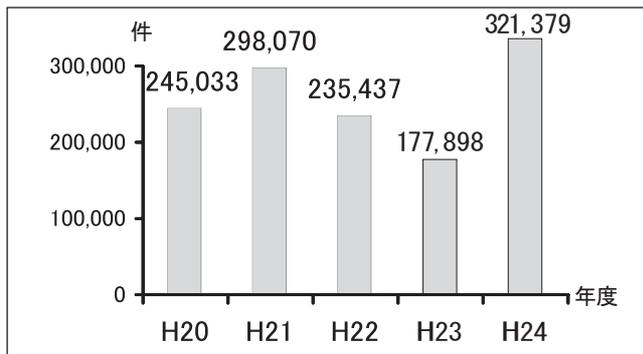
①環境教育・環境学習

- こどもが誰でも参加できる環境活動クラブである「こどもエコクラブ」は、24年度、全国で2,369クラブ、117,792人が登録・活動していますが、県内では17クラブ、541人です。
- 平成18年度から森林環境税を活用し、県内の公立小学校を対象に森林環境教育体験学習を進めており、24年度は県内の公立小学校206校（全校）で実施しました。
- 県では、県民の皆さまへ幅広く環境情報を提供するため、平成15年度から環境情報サイト「エコなら」を開設しており、年々利用者が増大しています。

②地域での環境保全活動

- 県内の環境保全活動に取り組むNPO法人数は、24年度は167団体で、NPOの活動分野を環境としている割合は全国とほぼ同じとなっています。
- 温暖化対策地域協議会の設置状況については、22年10月に本県5つめの地域協議会として「エコライフかしはら」が、平成24年10月に本県6つめの地域協議会として斑鳩町地球温暖化防止地域協議会「エコるが」が設置されましたが、他の都道府県の設置数と比較するとなお少ない状況にあります。

エコならのアクセス件数

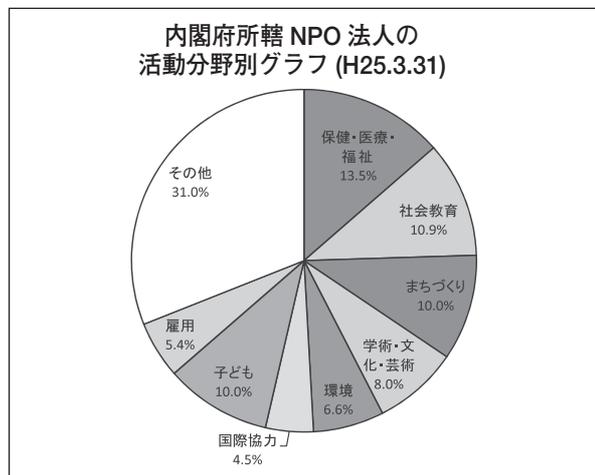
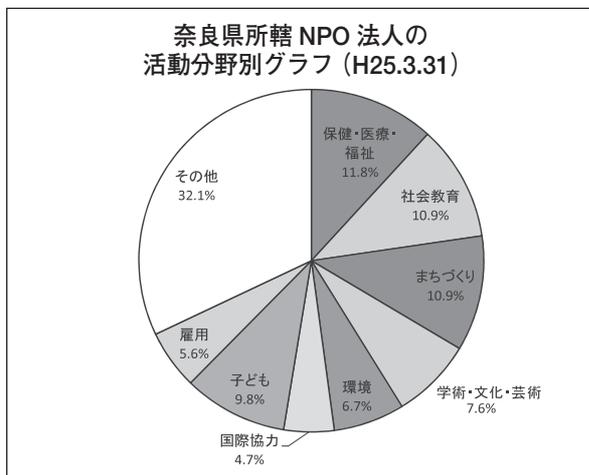


都道府県の地球温暖化対策地域協議会の登録数

設置数	都道府県数	設置数	都道府県数
10以上	14	5	6
9	4	4	3
8	3	3	2
7	3	2	1
6	7	1	2

※未登録2

NPO法人の主たる活動分野別グラフ（全国比率）



※H24年度より内閣府所管法人がなくなりましたので、全国値に変更しました。

地域環境力向上のための主な取組状況

(1) 環境保全に積極的に取り組む人づくり

① 森林環境税を活用した取り組み

○県では、森林を守り育てる意識を醸成するために指導者養成セミナーや体験学習等を行うとともに、その修了者を人材登録し、研修等の機会に派遣する事業を行っています。24年度は延べ 359人を登録し、73人を派遣しました。



指導者養成セミナーの様子

○学校において森林体験学習を実施するための、教員現地研修については、24年度7回実施し、593人の参加がありました。また、県内の小学5年生全員に森林環境教育の副読本を配布しました。

② 環境アドバイザーやどこでもエコ教室の実施

○県では、自治会や婦人会など身近な環境学習機会への講師派遣も実施しており、24年度は1件の講師派遣を行いました。

(2) 各主体が協働した環境保全活動

① クリーンアップならキャンペーンの実施

○「落書きやゴミ・タバコのポイ捨てのない、美しいまちづくり」をすすめるため、企業、民間団体、行政が協働した美化活動を毎年実施しています。

24年度は統一実践日（9月2日）に、県内20コース約15,000人の参加を得てキャンペーン活動を展開したほか、月間中に延べ 57,000人の参加を得て県内各地でクリーン活動を行いました。



クリーンアップならキャンペーンの様子

② 地元と協働した道路の美化活動の展開

○県では、地元自治会等が自主的に行う道路の草刈や清掃活動等への支援である「みんなで・守ロード事業」を行っており、24年度は、96団体に活動いただきました。



「みんなで・守ロード事業」の様子

(3) 環境情報の提供・共有の推進

○県民や事業者の環境への関心を高め、環境への負荷低減に向けた取り組みを促進していくためには、環境に関する幅広い情報をわかりやすく、迅速に提供することが重要です。県では、インターネットを活用した環境情報サイト「エコなら」や広報誌など様々な媒体を通じて環境情報の提供を行っています。

6. その他

その他の主な取組状況

①継続的なアスベスト対策

これまで県では、県民への情報提供や各種相談窓口の開設、検診体制の整備、民間建築物の石綿分析・除去等の推進、廃棄物の適正処理強化等に取り組んでいます。

○健康問題

石綿関連疾患は発症までの期間が長いことから、今後更に患者の増加が見込まれるため、平成 24年度には、アスベストに関する検診等現況調査を実施するとともに、環境省の委託による、第 2期石綿ばく露健康リスク調査を実施し、医学的所見の有無と健康影響に関する知見の収集に努めました。また、石綿による健康被害者の救済を図る「石綿健康被害救済基金」への拠出を行いました。

○建築物問題

石綿の輸入量は、右図にあるとおり、1970年から 90年にかけて年間約 30万トンと大量に輸入されています。これらの石綿のうち 8割以上は建材に使用されてきたため、既存建築物については、今後も使用時や解体時の石綿飛散によるばく露を未然に防止することが必要です。

平成 24年度は、大気汚染防止法に基づく届出があった解体現場等26件中25件に対し、適正処理等の確認指導をする立入調査を行いました。

○環境問題

一般環境中の石綿濃度について、県下 5地点で年 4回測定した結果、年平均 0.12本/ℓでした。

日本の石綿輸入量の推移

